

令和5年第1回北海道議会定例会〔予算特別委員会・建設部所管〕開催状況

開催年月日 令和5年3月1日(水)  
 質問者 日本共産党 真下 紀子 委員  
 担当部 建設部住宅局住宅課

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>一 道営住宅について</p> <p>(一) 道営住宅の駐車場料金の公債費充当の見直しについて                  道営住宅の駐車場管理に絞ってお伺いいたします。                  2020年の決算特別委員会の質問で、私は、道営住宅の駐車場料金として徴収をしながら、当該道営住宅以外の土地購入や建設費に要した起債償還費、公債費に充当していることは目的外の使用だと指摘した上で改善を求めました。道は2022年度から改善をしたわけですが、どのような考えで取り扱いを見直したのか。まず、伺います。</p> <p>(二) 公債費充当分を維持管理費に充当した理由について                  議会での指摘に道理があったと思うんですけども、見直し前の2021年度は駐車場使用料4億8,656万円のうち、公債費に2億6,549万円、54.5%も流用していました。2022年度は、それを維持管理費に配分充当したわけですが、その理由は何かお聞きします。</p> <p>駐車場管理費として徴収しているわけですから、駐車場の管理に使うという本来目的に沿って使うべきなんですよ。ね。そうした場合は、今まではなんだったんだと。これからは、充当される金額が倍になるのだからメリットがあつてしかるべきだという声が出ています。</p> <p>(三) 堆雪場の基準について                  積雪の多い旭川では、堆雪場が狭いという声が寄せられておまして、この道営住宅の所在地は、地域によって積雪量が大きく異なるわけですが、堆雪場の確保面積というのはそもそも定められているのかどうかお聞きします。</p> <p>結局、定量的な基準が何もないもんですから、だから、建設地の面積をどう確保するのか、いくら確保するのかということによって、左右されているということですから、それで問題が生じるわけですよ。ですから、そこはよく配慮して、今、気象のこともね、考えられてるところはよく配慮して、そこはよく配慮して堆雪場の確保というのは、十分な確保というのはしないと利便性が確保されないというふうに考えます。</p>	<p>○住宅管理担当課長 太田 禎章                  駐車場使用料についてでございますが、国の通知におきまして、「駐車場使用料は、駐車場の償却費・修繕費等の経費に充当するとともに、公営住宅の修繕等入居者の共同の利便のために使用するよう努めること」とされており、これまで道では、道営住宅の良好な維持・保全を目的に維持管理費や起債償還費など各事業費に充てていたところでございます。                  今年度につきましては、令和2年度の議会議論を踏まえまして、通知の取扱いを改めて国に照会し、充当することに支障ない旨確認した上で、駐車場使用料の充当先を見直しをしたところでございます。</p> <p>○住宅管理担当課長 太田 禎章                  駐車場使用料の充当先についてでございますが、道営住宅事業特別会計では、駐車場使用料のほか、家賃、国庫支出金などの収入を一括管理し、更に、一般会計から長期借入を行い、国庫支出金及び道債を財源とする建設費のほか、公債費、一般管理費、維持管理費などに充当し必要な事業を実施しているところでございます。                  このたび、駐車場使用料の充当先の見直しに当たりましては、建設費を除き、公債費以外の主な歳出である維持管理費に充当したところでございます。</p> <p>○住宅課長 渡邊 純一                  道営住宅の堆雪スペースについてでございますが、積雪の量に応じた定量的な基準は定めておりませんが、道営住宅の整備にあたっては、建設地の面積や形状など敷地上的な制約があるなか、必要な戸数の住宅を配置したうえで、降雪量や風向きなどの気象条件を踏まえ、除排雪や堆雪に必要なスペースの確保に努めているところでございます。</p>

令和5年第1回北海道議会定例会〔予算特別委員会・建設部所管〕開催状況

開催年月日 令和5年3月1日(水)  
 質問者 日本共産党 真下 紀子 委員  
 担当部課 建設部住宅局住宅課

質問要旨	答弁要旨
<p>(四) 指定管理業務と利便性向上について</p> <p>それで、冬場の積雪に関する指定管理者の役割と管理はどのようになっているのでしょうか。自治会は、今、高齢化している方が多くなったり、就業しているひとり親家庭など、駐車場全体の除排雪を行うには困難を抱えていると聞いております。使用されていない駐車場部分の集約による堆雪場の確保や共有部分の排雪など、住民同士でなかなか調整が難しいというお話もあります。自治会とよく話し合っ、指定管理者が調整を図るなどの役割を果たすことも必要だと考えますが、いかがでしょうか。</p> <p>駐車場料金は、本来、道が負担すべき公債費には流用されなくなったのだから、利便性の向上、あるいは、駐車場料金を引き下げるなど、何らかのメリットがあっ、べきだと思います。これをしっかり示さなければ駐車場料金の使途への理解は得られないと思います。建設部は、どう対応していくのか。建築企画監に見解をうかがいます。</p> <p>予算が一括管理されているのはわかりますけど、駐車場料金は、家賃と別に徴収しているわけですから、ここの使途は、はっきりさせてメリットが実感できるようにですね、ぜひ、対応していただきたいと言うことを申し上げて質問を終わります。</p>	<p>○建築企画監 細谷 俊人</p> <p>指定管理業務と利便性向上についてであります、団地共用部の除排雪につきましては、北海道営住宅条例に基づき、入居者がその費用を負担することとしておりますが、道との協定に基づき、指定管理者は、建物や共同施設の維持管理上必要な業務を行うほか、入居者から寄せられる、様々な要望などをお聞きし、必要な対応をすることとしております。</p> <p>道といたしましては、振興局と指定管理者が緊密に連携を図り、日常的に行っております点検や修繕業務などを着実に実施することはもとより、駐車区画の集約による堆雪スペースの確保といった、維持管理に係る入居者からの要望や相談があった場合は、住民の利便性向上がより一層図られるよう、適切に対応するなど、良好な団地環境の維持に努めてまいります。</p>